

令和 6 年 (2024 年) 3 月 28 日
福祉部 障害福祉課

豊中市第六次障害者長期計画（案）に関する意見公募手続の結果について

令和 6 年 (2024 年) 1 月 31 日～2 月 20 日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

(1) 集計結果

①提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数 (人)	意見件数 (件)
1	郵便	0	0
2	ファクシミリ	0	0
3	電子メール	2	75
4	電子申込システム	0	0
5	所管課への直接提出	1	3
6	その他	0	0
	合計	3	78

②市民等の区分別人数

	市民等	提出人数 (人)	意見件数 (件)
ア	市の区域内に住所を有する者	2	5
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等	1	73
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者	0	0
エ	市の区域内に存する学校に在学する者	0	0
オ	市税の納税義務者	0	0
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	0	0
	その他 (市民等の区分が未記入のもの)	0	0
	合計	3	78

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	1p～3p 計画策定の背景と目的	日本も批准している障害者権利条約の対日審査が2022年8月にあり、障害者権利委員会から総括所見が出されました。日本の精神医療、福祉、教育、司法等の分野にわたって、重要な指摘がおこなわれたと認識しています。豊中市第六次障害者長期計画の「策定の背景と目的」の部分には、その障害者権利条約の対日審査について、一言も触れられていないのはなぜなのでしょう。違和感を持ちました。	国連障害者権利委員会による政府報告の審査、総括所見の採択・公表においては、インクルーシブ教育を受ける権利の認識、障害者の脱施設化及び自立生活支援、精神障害者の非自発的入院及び隔離・拘束に関わる法制度の見直し、意思決定を代行する制度から支援を受けて意思決定をする仕組みへの転換等多岐にわたる事項に関し、見解及び勧告が示されました。これを受けて国は第5次障害者基本計画を策定し、本計画においてもその内容をふまえて策定しております。計画の当該部分は国の法の施行・改定に絞って紹介をしているため、国連委員会の総括所見や障害者基本計画については触れておりません。
2	P66 ②権利擁護の推進 虐待の防止 P70 ①障害を理由とする差別の解消の推進	津久井やまゆり園事件、精神科病院や施設での虐待発覚、ヘイトスピーチ、LGBTQへの不寛容、出生前診断ビジネスなどなど、障害者をはじめマイノリティに対する差別や人権侵害が横行しています。「優生思想」が蔓延しているのではと感じます。長期計画で「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」を基本理念にするのなら、この厳しい状況に対してもっと積極的な取組が欠かせないのではないのでしょうか。そのための一つとして、豊中市独自の「(仮称)ともに生きるための差別禁止条例」の制定が必要であると考えます。長期計画に盛り込んでほしいです。行政も市民も団体も一緒になって条例づくりをめざしませんか！	障害のある人への虐待や差別、人権侵害はあってはならないことであり、本市としても虐待の防止と早期対応、差別解消の取組など日々取り組んでおります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
3	P1 障害福祉政策（国）の動向（主なものを抜粋）	「平成 28 年度(2016 年)『(改正) 障害者雇用促進法施行』」を付加していただきたいです。障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずること（合理的配慮の提供）の義務が制定された、とても重要な改正です。「障害者差別解消」「合理的配慮の提供」の問題は障害者差別解消法だけでなく、障害者雇用促進法を抜きには考えられません。「雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止」「事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付け」「事業主に対して、雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化」ということが法律で制定され、障害者の雇用が進んだと思います。	障害福祉施策（国）の動向は、第五次障害者長期計画策定から今年度までの動向を記載しております。
4	P2 令和 4 年度（2022 年度）障害者による情報の取得及び～	「基本理念、・国・地方公共団体・事業者・国民の責務、」の「基本理念」の次が「、・」となっています。どちらかひとつではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、」と修正いたします。
5	P3 上から 3 行目	「発達障害のある子どもに対する支援の充実」とありますが、発達障害で支援が必要なのは子どもだけではなく、子どもに限らず発達障害児者に対する支援の充実を望みます。	ご意見をふまえ、「発達障害のある人」に修正いたします。
6	P3 4 行目	「障害のある人への対応の強化」とありますが、「障害のある人とその家族への支援の強化」と変えていただきたいです。「障害のある人」は「問題がある対象で『対応』が必要な存在」ではありません。また、障害のある人本人だけでなく家族への支援も必要です。	ご指摘のとおり、「障害のある人とその家族への支援の強化」と修正いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
7	P5 SDGs に基づいた施策展開	「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」はどの施策に関わっているのでしょうか。	本計画は基本理念「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」を掲げております。だれもが輝けるまちにするためには全ての人が平等公平であることが必要だと考えております。そのことからこの理念に基づき施策全体を推進することでジェンダー平等の実現に寄与する取組みであると考えております。
8	P12 (イ) 知的障害のある人 P13 (ウ) 精神障害のある人 P15 (オ) 重症心身障害のある人	65歳以上の方が少なくなっています。この年代は、支援に繋がっていない可能性があるのではないのでしょうか。	65歳以上の方については、介護保険の利用も可能であり、支援につながっていない方は少ないのではないかと推測されます。
9	P15 年齢別重症心身障害のある人【令和5年(2023年)】	65歳以上の在宅の人が11人いるということは、介護者も高齢化している可能性が強いです。早急に対策を取らねばならないのではないのでしょうか。	ご意見については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。ご意見のとおり、介護者が高齢化しているご家庭の支援は重要であり、今後も引き続き取り組んでまいります。
10	P16 ② 障害支援区分認定の実施状況	支援区分1の人が少ないように見受けられます。必要な支援を受けられているのでしょうか。「※障害支援区分とは、」と表の下にある「※3月末現在」とが紛らわしいので「※」を他のマークにしているかがでしょうか。また、区分1と区分6、どちらが重いのか記入があればいいな、と思います。	ご指摘のとおり区分1と区分6のどちらが支援が多く必要なかをわかるよう修正いたします。
11	P19 第2章 豊中市における現状と課題	今年度から全小中学校に設置されている通級指導教室の在籍児童数、生徒数も記載していただきたいです。	通級指導教室はいつ入退室してもよい教室となっているため、在室者数の把握が困難です。ご理解いただきますようお願いいたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
12	P21 ⑧ 市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校(高等部)卒業生の進路状況と卒業生見込み	市立中学校の支援学級と支援学校の高等部を並列表記するなら、支援学校の中等部も入れるべきではないでしょうか。府立高校の自立支援コース、たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校が無いのも気になります。進路先の可能性を示すなら、通信制の高校もあるといいと思います。横並びにするなら、縦線を2重にしてはどうでしょうか。市立中学校の支援学級に通うと進学でき、支援学校の高等部を卒業しても進学できないような印象をうけます。	進路状況と卒業生見込みは、本市で通われている方の代表的なものを紹介させていただいております。表記については、ご意見を参考に修正いたします。
13	P26 ③社会参加の促進	選挙管理人にも、ぜひ周知をお願いします。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
14	P26 (3) 障害者差別解消の取組み・啓発交流(中分類)	周知不足です。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
15	P27 (1) 療育・教育(中分類) ②障害のある子どもの子育て支援の充実	小中学校の生徒たちへ「いろいろな子が要るんだ」という事をもっと学ぶ機会を増やして欲しいです。	本市では、これまでも「ともに学びともに育つ」教育、保育の推進を通じて、すべての児童生徒を対象とした障害理解教育を進めてきました。今後も、ダイバーシティ&インクルーシブ(多様性と包摂性のある)社会の実現に向け、小中学校段階においても、障害児・者の理解促進のための教育活動を推進してまいります。
16	P29 (3) 生涯学習、文化・スポーツ活動(中分類)	「○障害福祉センターひまわりについて、」は「○障害福祉センターひまわりにおいて、」ではないでしょうか。	ご意見をふまえ、○障害福祉センターひまわりにおいては、に修正いたします。
17	P30 (1) 保健・医療(中分類)	15歳以上の身体障害者手帳、療育手帳を持つ障害者は市民検診の受診が可能な事を周知して欲しい。	満15歳以上で身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの方は市民健診の受診が可能なことを、市のホームページやけんしんの案内チラシ、障害者福祉の手引きなどで周知しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
18	P31 ①在宅生活の支援	「発達障害者支援事業において、これまでの支援や取り組みを総括し、切れ目のない支援体制づくりのしくみを検討しました。」とありますが、具体的な検討内容を知りたいです。第5期豊中市地域福祉計画（素案）30 ページの「トピック 1-4-3 発達障害者支援における切れ目のない支援体制」と同様の支援体制でしょうか。第六次障害者長期計画にも、わかりやすい説明があればいいと思います。	第5期豊中市地域福祉計画（素案）にありますように、児童発達支援センターと障害福祉センターひまわりにおいて、円滑に成人期の支援体制に移行することができるよう連絡会を設けております。令和6年度(2024年度)からは、児童発達支援センターにおいて、義務教育修了後の発達障害児を対象にした放課後等デイサービス事業を実施しより成人期移行支援の充実を図ってまいります。
19	P32 (3) 生活環境（中分類）②だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善	「4か所の公園において、都市公園における公園移動等円滑化基準への適合整備（バリアフリー化）を行いました。」とありますが、4か所の公園が何処なのか知りたいです。	大黒町南公園、島江北公園、野畑公園、北条公園です。
20	P32 (3) 生活環境（中分類）③広報・情報提供の充実	『「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、』は『「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、』ではないでしょうか。	ご意見をふまえ、「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、に修正いたします。
21	P34 (1) 市民アンケート調査の主な結果	「第六次障害者長期計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた市民アンケート調査報告書」の4ページ「回答者の属性」を見れば「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が「18歳以上の障害のある市民」だと分かるのですが、この「第六次障害者長期計画（素案）」を読んでも「18歳以上の障害のある市民」だと分かりにくいです。	「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が障害のある人が対象であるように、表の体裁を改めます。
22	P34 ①回答者の属性と介助・支援の状況	主な介助・支援者の高齢化が大きな問題です。親なき後の対策のためサービス利用を周知するとともに、サービス未利用がサービス利用に繋がらない理由に応じた対策をお願いします。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
23	P35 2 行目	「障害児の 69.5%最も多く、」は「障害児の 69.5%、」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
24	P37 《昼間の時間の過ごし方》	記載内容の元になった市民アンケート調査の「問 21 日ごろ昼間の時間はどのように過ごしていますか。」の回答の選択肢のうち、就労関連の選択肢が 3.正規の職員・従業員で働いている 4.パート・アルバイト・派遣・契約社員等で働いているとなっています。一般企業に障害者枠で就労する場合、正社員は少なく、特に発達障害や精神疾患の人はストレス耐性が弱い場合が多いのでフルタイムではなく一日 6 時間くらいの勤務時間の人も多いです。契約社員でも条件により社会保険に加入できて、5 年経つと無期限雇用の契約社員になれます。不安定なパート・アルバイトの雇用とは分けて調査した方が就労の実態が把握できると思います。2024 年度から実雇用率算定方法も改正されるので、短時間の障害者雇用は今より進むと期待しています。次回のアンケートは障害者雇用の実情や動向を反映できるようなアンケートにしていきたいと思います。	ご意見については、次回調査を行う際の参考とさせていただきます。
25	P37 《夕方・夜間や休日の過ごし方》	障害児者の回答が記載されていますが、この項目は障害のない市民の回答と比較しないと、分かりにくいです。	今回実施した調査では、障害のない市民に対して同種の質問を実施しておりません。ご意見については、次回調査を行う際の参考とさせていただきます。
26	P37 《外出の頻度》《外出時に困ること》	この欄が他とは違うフォントで記載されています。	ご指摘のとおり修正いたします。
27	P38 ③働くことに対する意識	「◆サービス利用者の 18～39 歳、サービス未利用者の 18～64 歳で 50%以上、15～17 歳の障害児の 70%以上が就労意向を示す。」とありますが、年齢の区分が違っているので、イメージがわきにくいです。できれば統一をお願いします。	ご意見をふまえ、表記について改めます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
28	P38 《働くことに関する意向》 続き	<p>記載内容の元になった市民アンケート調査の「問 24 働くことについて、どのように考えていますか。」の回答の選択肢が 1. 障害のない人と同じ職場で働きたい 2. 自宅でできる仕事をしたい 3. 障害のある人のための施設で生産活動をしたい 4.～7. : 記載省略となっています。[1.]は一般就労、[3.]は福祉的就労を想定していると思われます。一般就労は「障害のない人と同じ職場で働く」という形式だけでなく、特例子会社で障害のある人中心の職場で働くという場合があります。特例子会社は現在 600 社くらいあり、就労の希望も多いですが、アンケートの回答項目には該当すると思える項目がありません。大阪府が毎年 11 月に HP に公表している「障がい福祉サービス利用者の一般企業への就労人数調査の結果について」の福祉的就労の事業所の職種は「内職・作業下請け」「データ入力・ホームページ作成」「食品・喫茶」「清掃」「雑貨等自主製品販売」「農作業」「クリーニング」「印刷」など様々で、[3.]の問いにある「生産活動」というイメージに合いません。</p> <p>福祉的就労の職種は、かなり昔は「生産活動」というイメージがあったかもしれませんが、現在では様々な職種に広がり、好きな仕事に就いて誇りを持って頑張っている障害のある人も多いと思います。アンケートに答える障害のある市民の中には、自分が頑張っている仕事の事を分かってもらえていないと残念な気持ちになった人がいるかもしれないと心配しています。次回のアンケートでは回答の選択肢を実情にあったものにしていただきたいです</p>	ご意見については、次回調査を行う際の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
29	P38 《仕事に就くため、働き続けるために必要な支援》	障害者が就労するための方法を周知して欲しいです。相談・支援機関はどのような機関があるのか、一般就労・福祉的就労などどのような働き方があるのか、職業評価は何処で受ければいいのか、就労するためや就労定着するための支援制度はどのようなものがあるかなど、必要な情報を得られていない場合が多いです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
30	P39 ④障害児への支援に関する意識	義務教育後の進路選択のための情報を得たり相談できるところが欲しいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
31	P41 ⑤相談の状況と支援の希望	障害者本人や家族が一元的に相談できる窓口が欲しいです。何かあった時に何処に相談すればよいのかがわかるマップやマニュアルが欲しいです。	障害のある方の地域の相談窓口として、令和4年(2022年)4月から市内7か所に「豊中市障害者相談支援センター(愛称よっと)」を設置しております。よっとの場所や相談の流れを記載したリーフレットは、障害福祉課で配布するとともに市ホームページにも掲載しております。
32	P42 《今後の相談先について》3行目	「サービス未利用者で56.9%となっています。」は「サービス未利用者で56.9%となっています。」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
33	P43 ⑥障害福祉サービスの利用状況と意識	ヘルパーや支援員を確保するための施策をお願いします。	福祉人材の確保については本市としても課題と認識しており、施策の推進に努めます。
34	P43 《利用サービスの不満の有無と》	補装具に関する記述がないのは残念です。補装具の選択肢が無いのか、補助金額が少ないのか知りたいです。	ご意見をふまえ、補装具に関する記述を追加いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
35	P49（2）障害者関係団体 へのうちするヒアリング調査の主な結果① ヒアリング調査について調査対象	調査対象の団体はどのような条件で選ばれているのでしょうか。調査対象に選ばれた 11 団体のうち 5 団体が回答していませんが、何故回答できなかったのでしょうか。ヒアリングを行った各団体の活動状況はどのようになっているのでしょうか。様々な障害に対して幅広い年代の当事者・家族の状況が把握できるよう、ヒアリング対象の団体の活動状況や会員の年代構成なども考えていただきたいと思えます。	豊中市障害者施策推進協議会に関わるなど本市が把握している団体に回答を依頼しました。回答いただいていない団体については、理由を確認していません。
36	P49 家族の高齢化や支援力の低下、親なき後への対応	必要性を感じてほしいので親なきあと問題の情報発信をお願いします。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
37	P50 地域移行	大人版の障害特性にあった居場所が欲しいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
38	P50 相談支援体制、人材の確保	相談支援を受けられるよう支援員の確保をお願いします。	相談支援専門員の確保については本市としても課題と認識しており、取り組みを進めてまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
39	<p>P52 ②ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見</p> <p>軽度の発達障害児が青年期を迎え、進学や就労等で直面する課題とその児童・保護者に対する支援</p>	<p>厚生労働省政策レポート「発達障害の理解のために ○診断名に対する誤解」（厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/seisaku/17.html）で、「以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなってきています。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)」と記されています。「最近では」と記されていますが、この政策レポートが出された時期は平成20年10月です。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が平成19年(2007年)3月15日に出した通達『特別支援教育について「発達障害」の用語の使用について』では『「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。』となっています。20年近く前には「軽度発達障害」「軽度の発達障害」という言葉が多く使われ、知的なハンディがないか軽度の発達障害は、障害そのものが軽度だと誤解されることや障害と認められないことがよくありました。</p>	<p>団体ヒアリングの質問項目中に「軽度の発達障害…」ということで表記をし、回答をいただきました。ご意見については、次回に同様のヒアリング調査を行う際の参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>当事者は障害についての周りの理解や適切な支援が得られず「努力不足」「人に迷惑をかける」などと、本人の性格が悪いと思われました。親は「しつけができていない」と学校の先生や他の保護者や親族から責められるだけでなく、愛着障害と誤解され「子供への愛情が不足している」と人格を否定されるような事を言われることも多々ありました。発達障害者支援法が施行された後でさえ、「福祉はもっと重度の人のためにある」と言う医師もいました。支援が受けられないままでは社会に出る事が難しく、「ひきこもり」といわれる状況になってしまった人もいます。文科省から通達が出された背景には、このような状況で親の会などから「軽度と欲しない」「発達障害の困難を理解し、適切な支援が受けられるようにして欲しい」と要望があったという経緯があります。通達が出て、その後「軽度」という言葉が使われることは殆どなくなったと思います。「軽度」という言葉が使われると、再び昔のような誤解が生じないかと危惧します。また、この言葉から昔の辛い経験を思い出す当事者や親もいると思います。「豊中市障害者長期計画」に文部科学省が原則として使用しない旨の通達を出した言葉を使用する事にも問題を感じます。できれば表現を変えていただけないでしょうか。</p>	
40	P55 (雇用・就労)	<p>「より多くの障害のある人」は「より多くの、障害のある人」の方が分かりやすいです。「障害」が多くある人と誤解されそうです。</p>	<p>ご意見をふまえ、「障害のある人がより多く就労し」と改めます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
41	P55 (生涯学習、文化・スポーツ活動)	土日や平日夜など、平日働く障害者の活動の場が少ないと思います。移動支援を使った遊びとしての水泳やランニングはできますが、フットサル等の団体競技、コーチ付きの水泳や陸上競技を望みます。庄内の子どもドラムフェスタの様な催しが増えてほしいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
42	P59 (1) 豊中市のまちづくりの方向性下から 2 行目	「安全・安心 で活気あふれる地域づくり」に不要なスペースがあるように思えます。「安全・安心で活気あふれる地域づくり」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
43	P64 4 保健・福祉・子育て サービス「話して安心、困りごと相談」	○健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）『』が一つ多いです。	ご指摘のとおり修正し、内容を以下のとおりとします。 ○健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、苦情・相談体制の充実を図ります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
44	P66 ② 権利擁護の推進、虐待の防止成年後見制度について	<p>2024年2月13日に「小泉法相が記者会見で、成年後見制度の見直しを法制審議会（法相の諮問機関）総会へ諮問すると表明した。」というニュースが流れ、改正に期待しています。下記は現行の制度に対しての意見です。第5期豊中市地域福祉計画(素案)へも同じ意見を提出済みで、第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画へも同じ意見を提出します。障害者の雇用が進んでいますが、障害者は障害者枠で企業に就職できたとしても収入は低く、老後の生活資金まで準備することは不可能な場合が多いです。また、企業に就労するのが難しい場合も多いです。将来の年金も十分な額ではない場合が多く、親なき後の生活資金は親が準備するか生活保護に頼る事になります。親も年金だけでは老後の生活が成り立たず、親自身の老後の生活資金を準備する必要があります。その上で障害がある子の親なき後の生活資金を準備するのはかなり大変なことです。何とか用意できたとしても、相続する時点で成年後見人が付く事になると、毎年数十万円の後見人の報酬を一生涯支払い続けることになる場合が多いです。高齢者と違い障害者は成年後見人を付ける期間が長くなり、一生涯に支払う金額は数百万円から場合によっては一千万円を超えることにもなります。子どもの親なき後の生活資金の準備も難しいのに、成年後見人の報酬まで準備するのは一般の庶民には極めて困難です。</p>	<p>ご意見については、今後の権利擁護施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>成年後見人制度を利用できるのは、生活資金の心配がない大金持ちか、生活保護受給者などで「成年後見人等の報酬助成」が受けられる人でなければ難しいと感じています。費用の面以外に大きな問題なのは、当事者や家族が成年後見人を付けることを望んでいない場合でも、成年後見人を付けなくてはいけないケースが発生することです。遺産分割協議を行う、生命保険金を受け取る、銀行で手続きをする、不動産を売却するなど付ける必要があることを知らず、このようなケースが起こらないような準備ができていない人も多いです。また、成年後見人が付くと、お金を自由に使えなくなることも大きな問題です。障害者が自分の好きな食べ物を沢山食べたり、趣味にお金を使ったり、ストレートパーマをかけることを、成年後見人が贅沢だと認めなかったケースがあると聞きました。これでは当事者の意思決定権を奪う差別的な制度ではないかとさえ思います。一昨年、国連からも懸念が示され、法の改正を勧告されているはずですが、認知症の高齢者が詐欺の被害に遭うことが多いのを思うと制度の必要性を感じますが、障害者にとっては問題がある制度だと思います。国も各地の自治体も何故このような制度の利用を促進しているのか疑問を感じます。制度のデメリットも広く啓発されることと、障害者にも真に権利擁護の制度として使いやすいものになるよう制度の改正を望みます。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
45	P67 5 健康福祉サービス 苦情調整委員会	「○健康福祉サービスの利用者などからサービス提供に関する苦情」は「○健康福祉サービスの利用者などからのサービス提供に関する苦情」と「の」が入ったほうがわかりやすいです。「話して安心、困りごと相談」は「話して安心、困りごと相談」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
46	P68 主な事業 サービス 等利用計画作成	相談支援専門員が不足していて、障害福祉サービスを新規に使う場合、セルフプランになっているようです。セルフプランではサービスのきめ細かい情報など分からず、適切なサービスを使うのが難しいと思います。親が健在なうちは親が当事者をサポートしたり親が利用計画を立てたりすることができる場合もありますか、親なき後はどうなるのかと不安が募ります。相談支援専門員の不足が解消されるような対策を望みます。「障害のある人などの自立した生活を支え、障害のある人などの抱える課題の解決や」は「障害のある人などの自立した生活を支え、抱える課題の解決や」とし、2つめの「障害のある人などの」が無いほうが読みやすいです。	相談支援専門員の人員不足については本市としても課題と認識しており、関係機関とともに相談支援専門員の確保に努めてまいります。表現についてはご指摘のとおり修正いたします。
47	P69 (2) 差別の解消・ 啓発交流 現状と課題今後の課題と対応	「相談対応する窓口」は「相談対応の窓口」の方が読みやすいと思います。	ご意見をふまえ、「相談に対応する窓口」と修正いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
48	P70 ①障害を理由とする差別の解消の推進	学校現場での合理的配慮の充実にさらに取り組んでいただきたいと思います。学校によって取り組みに差があったり、先生によって差があったりすることがないように、全教職員の研修も充実をはかっていただきたいと思います。「豊中市障害児教育基本方針（改訂版）（3）基本的な環境整備・合理的配慮の項目に「一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズ等に応じ、教育の公正な機会を保障するための合理的配慮の充実に努める。」とあります。この基本方針が実現されることを願っています。	ご意見については、教育委員会、学校関係者とも情報共有を行い、今後の教育行政の推進にあたっての参考とさせていただきます。
49	P77 ○市域における障害児通所支援サービス	障害児通所支援サービスの情報提供も行っていたきたいと思います。	現在は、市ホームページやガイドブック等により障害児通所支援サービスの情報提供を行っております。今後も、情報提供の充実に取り組んでまいります。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
50	P78 ① 障害の早期の気づき・支援体制の充実児童発達支援センター	<p>児童発達支援センターの発達支援親子教室やペアレントトレーニングを休日にも実施していただけないでしょうか。働いている保護者も児童発達支援センターの幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援を受ける機会を得られるようにできないでしょうか。現在は母親が仕事を辞めず働き続ける人がかなり増えました。子どもが発達に課題を持っている母親で仕事を続けようとしている人の中には、子どもが療育を受けるため仕事を辞めるべきかと悩む人がいます。母親は子どもが発達に課題を持っていると知った時、通常大きなショックを受けます。更に仕事が続けられるかどうかということまで悩むのは非常に大変です。仕事と発達支援やペアレントトレーニングの受講の両立ができればと願っています。課題を抱えた子どもが生まれても、子育てと仕事が両立できる社会であって欲しいと思います。</p>	<p>令和5年度(2023年度)より児童発達支援センターにてペアレント・トレーニングの休日開催を実施しております。また市内民間障害児通所支援事業所職員対象にペアレント・トレーニングの講師養成を行い、各事業所においても講座を実施していただいております。今後も希望される方が受講できるよう体制整備を進めてまいります。</p>
51	P79 3 児童発達支援	<p>「児童発達支援センターにおいて治療を行います。」となっていますが、治療の対象者や内容を明記しないと、発達障害の治療も含むと誤解されそうです。発達障害が治療によって治ると誤解されると問題です。「第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画(素案)」のP103「① 児童発達支援 サービスの内容 児童発達支援」の欄には「就学前の肢体不自由の障害児」を対象に「児童発達支援センターにおいて、児童発達支援及び治療を行います。」と記されています。</p>	<p>ご意見をふまえ、児童発達支援の事業の目的・内容等について加筆いたします。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
52	P81 ③「ともに学び ともに育つ教育」の推進○支援教育の対象となる児童生徒数の増加傾向や、障害の状態・ニーズ等の多様化	障害のある子もない子も同じ教室で学ぶ中で、障害のある子へのニーズにどう答えるのでしょうか。学習面では差が出やすく、一斉授業では、取り残されていく子が出てきます。同じ教室で同じ授業を受けることが最優先されるため、現状、個々のニーズに対応できていません。76 ページのアンケート結果を見ても、障害のある子にとって、今の学校が良い環境でないことがわかります。今後、豊中独自のインクルーシブ教育が変わらなければ、個々のニーズに応じた指導、支援の充実は図れません。	ご意見については、教育委員会、学校関係者とも情報共有を行い、今後の教育行政の推進にあたっての参考とさせていただきます。
53	P81 ③「ともに学び ともに育つ教育」の推進○すべての教職員について正しい理解	支援の体制が、校長の裁量で決まるので、学校ごとに受けられる支援内容がかわってきます。支援内容が、学校によって違うのはおかしいです。統一した方がよいと思います。	ご意見については、教育委員会、学校関係者とも情報共有を行い、今後の支援体制の充実にあたっての参考とさせていただきます。
54	P81 ③「ともに学び ともに育つ教育」の推進○障害のある子どもの持つ可能性を伸ばすよう、適切な進路指導	発達障害の子は通常の高校へ進学する場合も多いのですが、通常の高校で発達障害であることを考慮した卒業後の進路の相談が難しい状況です。何処に相談すればよいのかも分からず、十分な情報も得られないまま進路の選択をし、うまくいかなくなる例が多いと思います。大学や専門学校への進学について、就労や就労支援について、相談先が必要です。人生に関わる重要な選択をするこの時期に、情報が入りにくいのは大きな問題で、ここで進路の選択を失敗することが、ひきこもりのきっかけになる事もあります。是非、相談体制の強化をお願いします。	ご意見については、学校関係者とも情報共有を行い、今後の相談支援体制の充実にあたっての参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
55	P81 ③「ともに学び ともに育つ教育」の推進○ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障害児通所支援事業所等とが連携	学校側に、通所支援に対する理解がありません。療育に対して理解がないので、連携は行えるのか疑問です。子どもが通所支援に通うこと、療育を受けることで得る学びを学校に知ってもらうことが必要です。学校と障害児通所支援事業所等との連携はとても重要ですが、あまり進んでいません。学校と障害児通所支援事業所等とは子どもがいる時間が違うため、ケース会議の時間が取りにくいのですが、何とかケース会議を行うようにと願っています。それぞれの子どもにとって最適な個別支援計画が作成されるためには、学校と障害児通所支援事業所等との連携は必須です。	ご意見については、関係部署で情報共有を行い、支援体制の充実にあたっての参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
56	P81 ③「ともに学び ともに育つ教育」の推進	<p>豊中市は 50 年前から「ともに学びともに育つインクルーシブ教育」を実践しており、全国的にも注目されていることは承知しております。昨年、NHK の「関西熱視線」の番組でも取り上げられたり、豊中の教育の特色でもあります。2022 年 4 月に文科省から特別支援学級に在籍している児童生徒は、学ぶ時間の半分以上を特別支援学級で受けるべきであり、そうでない児童生徒は通常学級に籍をおくべきだとの指導がありました。豊中市の小中学校の場合、支援学級に在籍しているも、全ての児童生徒が通常学級で授業を受けているのが現実です。そのことは、今回の「第六次障害者長期計画」に明確に文章化、記載されていませんが、現状はそうです。「関西熱視線」で取り上げられていた障害のある児童は全盲の児童でした。この児童が通常学級の中で、支援担任の通常学級の入り込みや介助員の支援により、多方面の支援を受けて過ごしていることに、なんの異存もありません。問題は、私たちの子ども「発達障害を持つ子ども達」です。「発達障害」の概念は、この 30 年程の間に急速に認知されるようになった障害です。子どもの数が減っているのにも関わらず、P18 のように市立小中学校において支援学級在籍児童生徒が増えているのは、そのような背景もあります。3 番目の『○学校において障害のある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して「個別の教育支援計画等」を作成し、教育の充実や教育環境の整備を図ります』と書いてあるにも関わらず、豊中市の小中学校に支援教室があるのに使用しておらず、支援学級在籍の児童生徒に取り出しで個別指導を実施していないのは大きな問題です。</p>	<p>発達障害のあるお子さんの学校教育における対応に関するご意見については、教育委員会、学校関係者とも情報共有を行い、今後の教育行政の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>なぜなら「発達障害のある児童生徒の特徴」は「集団で一斉授業を受けることが困難であることもある」障害だからです。知的障害であれば概ね IQ70以下の児童生徒が診断されます。IQ100が真ん中とされ、そこに焦点を合わせた授業に付いていくことは大変な困難です。その児童生徒に支援担任等が付いたとしても、通常授業が行われる教室で、常に肩身を狭くして、小声で授業が行われることとなります。これは、通常学級の児童生徒にも、支援学級の児童生徒にも、お互いに授業に集中したい場面で、何のメリットもありません。お互いの集中を阻害しています。また、自閉スペクトラム症の児童生徒は、脳の先天性障害として、社会的相互作用の障害、コミュニケーションの障害、想像力の障害などがあります。簡単に言えば、人と目を合わせたりすることが苦手、会話の内容がテンポよく掴めないのが人と会話することが苦手、人が何を考えているのか推測するのが苦手な障害です。更に、感覚の過敏などがあり、におい、光、肌の感覚などが普通の人と違う人もいます。頭に触る生地が痛くて、帽子が被られなかったり、感覚の鈍麻で、冬でも半袖半ズボンで平気だったりします。当の本人達は、小さい時ほど自分が他の人達と違うことがわかりません。本人に告知する時期も、保護者は慎重に考えます。本人達が自分のことなのにわからず、増して自分が出来ないことは自分のせいだと思い込み、自己肯定感も低く、周りにも誤解されればいじめられたりする対象になります。自分でああして欲しい、こうして欲しいとも言えないが為に、適切な対応を求めることが出来ません。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>知的障害がある子ども達は、能力に合わせて、支援教室でそれぞれの目標に合わせて、ゆっくり指導してもらうことで、ゆっくりでも本人に力がついていきます。スモールステップで、出来るようになったことを褒めてもらい、本人の自己肯定感を高めていきます。そのプロセスを、通常学級の隅で遠慮して授業を受ける必要はありません。また、自閉スペクトラム症の児童生徒は、ずっと人と共に過ごすこと自体が苦痛の人もいるのに、一日中人と共に過ごさなければならないのは、殆ど拷問です。その結果、教室を走って抜けていく児童生徒がいたりもするのです。クールダウンをしたり、1人や少人数になれる空間も必要です。上記はその一例ですが、豊中市が50年前から頑張っているインクルーシブ教育を実践している中で、「分ける分けない」が問題なのではなく、その障害の特性に合わせて柔軟に学校生活の中で児童生徒の教育の居場所も対応していくことが、インクルーシブ教育を掲げている豊中の今の道だと思います。インクルーシブ教育の良い面ばかりに光が当たっていますが、身体障害者等、精神的な問題のない児童生徒へは比較的良い教育であり、知的障害や自閉スペクトラム症などのある児童生徒が、本人達も言えないが為に一日中通常学級に拘束されていることは、当事者の子どもの親はずっと問題だと思っています。もちろん、上記の障害があっても一日中通常学級で過ごす事がベターな児童生徒もいますので、その点において、一人一人のニーズに相応しい教育の場を提供して欲しいと思います。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>現状、豊中市では支援教室が使われておらず、取り出しがないのが前提になっている、現場の校長先生の裁量に任せてある、のはおかしな話です。0 か 100でも、黒か白でもないのです。そのあいだで、個別の本人に合わせた教育の支援を実施して欲しいと思います。支援学級の先生や介助員の数も限られて、支援がなく 1人で通常学級の授業を受けなければならない支援学級の児童生徒も日常茶飯事です。そして、より重度の児童生徒に支援が付きます。中学校では、特にどの教科も難しくなります。知的障害のある生徒が、1人で何時間も何をやっているのかわからない時間を過ごす苦痛を、考えたことがありますか。それも毎日毎日なのです。そのようななか、通級はどのように行われているのでしょうか。その実態が知りたいです。また、不登校の児童生徒に別室が用意されている学校があるとも聴きます。更に、不登校の子ども達に支援担が付くという話もあります。障害のある児童生徒、全員が通常学級にいるインクルーシブ教育を、50年前からやっているから頑なに推し進めていくのではなく、現状に合わせて、既にある支援教室も使いながら、障害のある児童生徒も、その能力に合わせて教育を受ける権利を保障して欲しいと思います。全教科の取り出しを望んでいるのではなく、主要教科や必要な自立訓練の教育を、受ける権利があります。それをやらなければ、必要であった児童生徒にとって、失われた 9年になります。通常学級で共に受ける教科、朝夕の学級活動、休み時間、給食、掃除、などなど、通常教室でみんなと共に過ごせる時間は十分にあります。</p>	

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
	続き	<p>上記をもう一度見直して頂き、発達障害がある子ども達も安心して市立小中学校へ行ける環境を見直して下さい。看護師さんの訪問や、エレベーター設置率などばかりが目立つのが気になります。児童生徒に必要なであれば、親子の要望があれば、支援学校へも快く送り出して下さい。P76 「通常学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている」と答えたのが児童生徒なのか、保護者なのかわかりませんが、現状 27.5%なのは低すぎます。令和 10 年度の目標値が 30%なのも低すぎます。児童生徒が、学校現場から不登校や引きこもりになったりするのを防ぐ為にも、重要な観点だと思えます。発達障害を持つ子ども達も、安心して自分に必要な教育を受けて、それが本当に将来に繋がるように、次の 50 年に向けた、豊中らしいアクティブな一手を打って下さい。強い思いを込めて、更に独自性があり、どの児童生徒にも目配りの効いた、豊中らしい、現状に応じた教育体制の改革を心より期待しております。</p>	
57	P83 関連指標	<p>「市立学校」は「市立小中学校」の方がわかりやすいと思います。</p>	<p>本市には小学校、中学校の他に小中一貫の義務教育学校があるため、一括して「市立学校」としております。</p>
58	P85① 就労支援のための体制づくり	<p>就労支援の仕組みが、とても分かりにくくなっています。関係機関を具体的に書いてほしいです。障害者総合支援法関連の支援だけでなく、大阪障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、大阪府立高等職業技術専門校等、どのような就労支援があって、どのように利用していけばいいのか、相談できる体制が必要だと思います。</p>	<p>計画書では事業の概要や施策の方針を記載することにとどめておりますが、就労支援についてはホームページなどで別途詳細な情報を発信するとともに、令和 7 年(2025 年)に施行予定の就労選択支援の導入により、さらなる相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
59	P86 障害者就労支援強化事業	就労先企業の開拓はどのように行われているのでしょうか。就労を希望する障害のある人や、就労定着支援を受けたい就労した障害のある人が「障害者就労支援強化事業」の支援を受けたい場合、相談窓口は何処でしょうか。	障害福祉課へお問い合わせください。
60	P85 主な事業	わかりやすいパンフレットなどの配布を望みます。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
61	P88 関連指標	現状値のところ、23課あって利用者数1名は少ないです。目標値ももっと高くしてほしいです。	指標の「豊中市が実施する障害者職場体験実習の受入部署数」と「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別支援事業利用者数」は事業内容が異なるため、相関性があるものではなく、それぞれの事業について現状値を記載したものです。目標値は現状値から算出しておりますので達成に向けて取り組んでまいります。
62	P89 3 障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用	「在宅就業支援団体の活用を進めます。」の「」は不要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
63	P89 4「福祉の店なかま」運営補助事業	福祉の店なかまと同じ場所でなくても良いので、ひまわりの「おおぞらや」、くらしかんの喫茶だけでなく、人の来やすいところでカフェも作ってほしいです。接客の訓練の場、情報発信の場がほしいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
64	P91 6 図書館を拠点とした地域・市民との協働事業	1つめの○と2つめの○の間が1行空いています。	ご指摘のとおり修正いたします。
65	P93 ②文化芸術活動の推進	土日に音楽教室を作ってほしいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。なお、障害福祉センターひまわりでは、土曜日講座として、音楽レクリエーションを開催しております。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
66	P94 ③スポーツ活動の推進	土日に卓球教室コース等を用意してほしいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
67	P95 (1) 保健・医療	発達障害のある子どもは慣れない環境が苦手だったり、お医者さんの口頭での説明が分かりにくかったり、感覚過敏があったり、様々な特性で受診が苦手な場合が多いです。また、お医者さんの道具にこだわってしまったたり、興味のある道具を勝手に触ったり、待合室で騒いだり、周りに迷惑をかける場合もあります。大人の発達障害者も、子どもの困り事と同様の困り事があります。地域の全ての病院・医院で発達障害児者が安心して診療が受けられるよう、発達障害の特性について知っていただきたいです。	障害福祉センターと児童発達支援センターにおいて、専門医療機関の受診についての情報提供等を行っております。今後は、医療部局とも連携を強化しながら発達障害児者が地域の医療機関で障害特性に適切に対応した診療を受けられるよう取り組みを進めてまいります。ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
68	P98 ②地域における医療体制の充実	入院時、家族が付き添いを求められてもできない場合の対策も考えてほしいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
69	P107 ④生活の場の確保	<p>発達障害者は「集団行動が苦手」「人間関係が難しい」「こだわりが強い」「感覚過敏がある」などの理由で、他人との共同生活が難しい場合があります。一人暮らしには不安があり、通常のグループホームで暮らすのが難しい人でも、一戸一戸の部屋が独立した形式のグループホーム（サテライト型、アパート型）なら暮らせる場合もあります。共同生活が難しい人も暮らせるグループホームが増えるよう願っています。グループホームは日中活動ができている人の入居が前提条件のようになっていますが、発達障害者には長年ひきこもりの状況の人も多いです。ひきこもりの状況にある人でも、グループホームで受け入れられるよう願っています。親と一緒に親の持ち家に暮らしている場合、親なき後も、そのまま自宅に1人で暮らすには、マンションの管理組合の委員の引き受けや、一戸建ての家のメンテナンスなどができるかどうか不安がある場合もあります。また、兄弟がいる場合、相続の問題もあります。親なき後の当事者の生活の場の問題は、問題が多岐に渡り過ぎて難しいです。相談できるところが欲しいです。</p>	<p>グループホームについては、障害の特性に応じてより多くの方が利用できるよう整備の充実を図ってまいります。相談については、障害者相談支援センターや障害福祉課へお問い合わせください。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
70	P109 (3) 地域福祉活動と人材育成・確保	「今後の課題と対応」で「障害のある人や家族の孤立防止、地域で支えあう体制づくり」となっていますが、どうすれば当事者が親なき後も孤立せず支援を得ながら暮らしていけるのか、先が見えず不安です。親なき後も当事者がセルフプランで障害福祉サービスを利用するのは難しいと思われるので、相談支援専門員の支援は必要だと考えています。相談支援専門員に、困ったことを相談しながら暮らしていけるよう、相談支援専門員の人材が確保できるよう願っています。支援が必要であるにも関わらず福祉サービスを利用できず親が抱え込み、社会から孤立している例もよくありますが、この状況で親が世話をできなくなると非常に困ります。福祉サービスの利用や相談できるところについて、情報を得やすくすることや、具体的な事例などの紹介を含めた情報発信が必要だと思います。	相談支援専門員の確保など相談支援体制の充実、福祉サービスに関する情報発信の充実については、本計画並びに障害福祉計画等でも課題として認識しており、重点的に取り組んでまいります。
71	P109 めざすべき社会	「資の高い福祉サービスの提供が」は「質の高い福祉サービスの提供が」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正いたします。
72	P111 5 ふれあい収集事業	自力でできる人は多くないと思うので更に踏み込んだ対策を望みます。	ご意見については担当課に伝え、さらなる施策の検討に向けた参考とさせていただきます。
73	P117 6 防災・福祉ささえあいづくり推進事業	「平常時から密にし、校区ごとに」は「、」がひとつ多いです。	ご指摘のとおり修正いたします。

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
74	P117 7 避難所の開設・運営	<p>発達障害者は「予想外の出来事への対応が上手くできない」「ストレス耐性が弱い」「集団の中にいるのが苦手」「感覚過敏がある」などの理由で、体育館などで大勢で避難生活をするのが難しい場合があります。福祉避難所は受入れ人数も限られているので、福祉避難所に行ける対象になるのは難しい場合が多いと思います。避難所の別の部屋で段ボールで個別のスペースを設けるなどして、集団での避難が難しい障害者を受入れる対策を進めていただきたいと思います。避難所開設要員の方には、発達障害のことを理解していただけるよう対策をお願いします。また一緒に避難する一般市民の方にも、日頃から発達障害について知っていただく事が大切だと思います。</p>	<p>本市では指定避難所での生活が難しい方に対して、福祉避難所以外に学校の空き教室を使用した福祉避難スペースを各避難所に設けるなどの対応を行います。避難所開設要員含め、豊中市職員は障害のある方やヤングケアラーなど様々なテーマを通じて人権に対する理解を深めるため、年に3回人権研修を受講しております。今後も避難所における障害特性に応じた受入れ対応については、関係各課と協議の上、進めてまいります。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
75	参考資料	<p>「用語集」を付加し、下記の用語の説明をお願いします。P2 6 分野、医療的ケア児 P3 8050 問題 P11 知的障害者（A、B1、B2 のどれが重度かも明記をお願いします。）P12 自立支援医療、精神通院、精神障害者保健福祉手帳 P13 特定医療費（指定難病）受給者証 P16 通所受給者証 P18 支援学級、義務教育学校 P20 大阪府立支援学校 P21 無料職業紹介所 P24 基幹相談支援センター、多機関連携、スーパーバイズ、遠隔手話通訳派遣、市長申し立て成年後見制度、市民後見人 P27 チャレンジ雇用、マルチメディアダイジェスト、アクセシブル、ひまわり講座、プロポーザル P30 たちばな園 P31 4 か所の公園、バリアサイン、環境依存文字 P49 指定特定相談支援事業所 P51 発達障害児、ギフトド P53 スーパーバイズ・コンサルテーション機能、インクルージョン P55 メンタルヘルスリテラシー P90 庄内 REK、地域フォトエディター、北摂アーカイブス事 P92 e スポーツ P101 医療リハ職 P104 地域活動支援センター事業</p>	<p>ご意見については、用語集の掲載にあたっての参考とさせていただきます。</p>
76		<p>豊中市役所（本館）では、女の正職員の手話通訳者が2名います。今後も同じ人が引き続いて、障害福祉課に設置手話通訳者としていて欲しい。なぜか言うとき合いが長くて良いなので手話でコミュニケーションができる。障害福祉課の職員の皆様にも手話を学んで欲しい。できるだけあいさつのみ簡単くらい手話を使ってくださいね。</p>	<p>ご意見については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。なお、障害福祉課では朝礼の際、手話を学ぶ取組みを実施しております。</p>

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
77		現在、豊中市役所に正職員の手話通訳者が2名いますので対応等満足しているけどもし2人が忙しすぎて、または、いない(休み)ろうあ者と対応中とということがあるので新たに手話通訳者を障害福祉課に増やしてほしい。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
78		身体障害者手帳についてですが手帳をポケットに入れ持つと破損・汚損したそうです。少し不安あると困ると思います。その事は問題がある。それよりも手帳ではなく定期券入れのカード(マイナカードのような形カード)の方が破損・汚損の防止のために安心するので良いと思いますから欲しいです。	ご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

※提出された意見と修正箇所の対応表

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
4	P2 第1章 計画の基本方向 ／1 計画策定の背景と 目的	「基本理念、・国・地方公共団体・事業者・国民の責務、」の「基本理念」の次が「、・」となっている。どちらかひとつではないか。	基本理念、 ・ 国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す	基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、6分野にわたる基本的施策を示す
5	P3 第1章 計画の基本方向 ／1 計画策定の背景と 目的	「発達障害のある子どもに対する支援の充実」とあるが、発達障害で支援が必要なのは子どもだけではない。発達障害児者に対する支援の充実を望む。	発達障害のある <u>子ども</u> に対する支援の充実、難病のある人など様々な障害のある人への <u>対応</u> の強化	発達障害のある <u>人</u> に対する支援の充実、難病のある人など様々な障害のある <u>人とその家族</u> への <u>支援</u> の強化
6		「障害のある人への対応の強化」を「障害のある人とその家族への支援の強化」と変えていただきたい。		

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)																																																																																																																						
10	<p>P16 第2章 障害のある人を取り巻く状況／1 障害のある人の状況／(2) 障害のある人の状況／② 障害支援区分認定の実施状況</p>	<p>「※障害支援区分とは、」と表の下にある「※3月末現在」とが紛らわしいので「※」を他のマークにしたいかがか。区分1と区分6、どちらが重いのか記入があればいいと思う。</p>	<p>※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。</p> <p>障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。</p> <p>認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。</p>	<p>※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます。</p> <p>区分1が支援の度合が低く、区分6がもっとも高くなっています。</p> <p>障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。</p> <p>認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定されます。</p>																																																																																																																						
12	<p>P21 第2章 障害のある人を取り巻く状況／1 障害のある人の状況／(2) 障害のある人の状況／(3) 障害のある子ども等の状況／⑧市立中学校支援学級及び大阪府立支援学校(高等部)卒業生の進路状況と卒業生見込み</p>	<p>市立中学校の支援学級と支援学校の高等部を並列表記するなら、支援学校の中等部も入れるべきではないか。府立高校の自立支援コース、たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校がないのも気になる。進路先の可能性を示すなら、通信制の高校もあるといいと思う。</p> <p>横並びにするなら、縦線を2重にしてはどうか。市立中学校の支援学級に通うと進学でき、支援学校の高等部を卒業しても進学できないような印象をうける。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位・人</th> <th colspan="2">市立中学校</th> <th colspan="2">支援学校(高等部)卒業生</th> </tr> <tr> <th>支援学級卒業生</th> <th>合計</th> <th>豊中支援学校</th> <th>箕面支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進学</td> <td>159</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援A型</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自立訓練</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>訓練校</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>162</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	単位・人	市立中学校		支援学校(高等部)卒業生		支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校	進学	159	0	0	0	就労	2	1	1	0	就労移行支援	0	4	4	0	就労継続支援A型	0	0	0	0	就労継続支援B型	0	5	5	0	生活介護	0	22	17	5	自立訓練	0	4	4	0	訓練校	0	0	0	0	その他	1	1	1	0	計	162	37	32	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位・人</th> <th colspan="2">市立中学校</th> <th colspan="2">支援学校(高等部)卒業生</th> </tr> <tr> <th>支援学級卒業生</th> <th>合計</th> <th>豊中支援学校</th> <th>箕面支援学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進学</td> <td>159</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援A型</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>就労継続支援B型</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自立訓練</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>訓練校</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>162</td> <td>37</td> <td>32</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	単位・人	市立中学校		支援学校(高等部)卒業生		支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校	進学	159	0	0	0	就労	2	1	1	0	就労移行支援	0	4	4	0	就労継続支援A型	0	0	0	0	就労継続支援B型	0	5	5	0	生活介護	0	22	17	5	自立訓練	0	4	4	0	訓練校	0	0	0	0	その他	1	1	1	0	計	162	37	32	5
単位・人	市立中学校		支援学校(高等部)卒業生																																																																																																																							
	支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校																																																																																																																						
進学	159	0	0	0																																																																																																																						
就労	2	1	1	0																																																																																																																						
就労移行支援	0	4	4	0																																																																																																																						
就労継続支援A型	0	0	0	0																																																																																																																						
就労継続支援B型	0	5	5	0																																																																																																																						
生活介護	0	22	17	5																																																																																																																						
自立訓練	0	4	4	0																																																																																																																						
訓練校	0	0	0	0																																																																																																																						
その他	1	1	1	0																																																																																																																						
計	162	37	32	5																																																																																																																						
単位・人	市立中学校		支援学校(高等部)卒業生																																																																																																																							
	支援学級卒業生	合計	豊中支援学校	箕面支援学校																																																																																																																						
進学	159	0	0	0																																																																																																																						
就労	2	1	1	0																																																																																																																						
就労移行支援	0	4	4	0																																																																																																																						
就労継続支援A型	0	0	0	0																																																																																																																						
就労継続支援B型	0	5	5	0																																																																																																																						
生活介護	0	22	17	5																																																																																																																						
自立訓練	0	4	4	0																																																																																																																						
訓練校	0	0	0	0																																																																																																																						
その他	1	1	1	0																																																																																																																						
計	162	37	32	5																																																																																																																						

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)																																																																											
16	P29 第2章 障害のある人を取り巻く状況／2 障害者施策の実施状況／2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加(大分類)／(3)生涯学習、文化・スポーツ活動(中分類)	「○障害福祉センターひまわりについて、」は「○障害福祉センターひまわりにおいて、」ではないか。	障害福祉センターひまわりについて、	障害福祉センターひまわりにおいては、																																																																											
20	P32 第2章 障害のある人を取り巻く状況／2 障害者施策の実施状況／3 支えあい安心して暮らせる地域生活(大分類)／(3)生活環境(中分類)	『「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、』は『「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、』ではないか。	「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、	「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、																																																																											
21	P34 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1)市民アンケート調査の主な結果	アンケート報告書の回答者の属性を見れば「②18歳以上の障害福祉サービス未利用者」が18歳以上の障害のある市民だと分かるが、計画(素案)を読んでも「18歳以上の障害のある市民」だと分かりにくい。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象人数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> <th>本資料における対象者の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)</td> <td>1,500人</td> <td>745人</td> <td>49.7%</td> <td>サービス利用者</td> </tr> <tr> <td>②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)</td> <td>1,000人</td> <td>522人</td> <td>52.2%</td> <td>サービス未利用者</td> </tr> <tr> <td>③18歳未満の障害のある市民(抽出)</td> <td>500人</td> <td>262人</td> <td>52.4%</td> <td>障害児</td> </tr> <tr> <td>④18歳以上の障害のない市民(抽出)</td> <td>1,000人</td> <td>427人</td> <td>42.7%</td> <td>障害のない市民</td> </tr> <tr> <td>⑤施設入所者(全数)</td> <td>230人</td> <td>142人</td> <td>61.7%</td> <td>施設入所者</td> </tr> <tr> <td>⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)</td> <td>499人</td> <td>266人</td> <td>53.3%</td> <td>通所受給者証を持つ児童</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称	①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者	②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者	③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児	④18歳以上の障害のない市民(抽出)	1,000人	427人	42.7%	障害のない市民	⑤施設入所者(全数)	230人	142人	61.7%	施設入所者	⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)	499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象人数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> <th>本資料における対象者の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)</td> <td>1,500人</td> <td>745人</td> <td>49.7%</td> <td>サービス利用者</td> </tr> <tr> <td>障害のある人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)</td> <td>1,000人</td> <td>522人</td> <td>52.2%</td> <td>サービス未利用者</td> </tr> <tr> <td>③18歳未満の障害のある市民(抽出)</td> <td>500人</td> <td>262人</td> <td>52.4%</td> <td>障害児</td> </tr> <tr> <td>④18歳以上の障害のない市民(抽出)</td> <td>1,000人</td> <td>427人</td> <td>42.7%</td> <td>障害のない市民</td> </tr> <tr> <td>⑤障害者支援施設の入所者(全数)</td> <td>230人</td> <td>142人</td> <td>61.7%</td> <td>施設入所者</td> </tr> <tr> <td>⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)</td> <td>499人</td> <td>266人</td> <td>53.3%</td> <td>通所受給者証を持つ児童</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称	①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者	障害のある人					②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者	③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児	④18歳以上の障害のない市民(抽出)	1,000人	427人	42.7%	障害のない市民	⑤障害者支援施設の入所者(全数)	230人	142人	61.7%	施設入所者	⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)	499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童
対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称																																																																											
①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者																																																																											
②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者																																																																											
③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児																																																																											
④18歳以上の障害のない市民(抽出)	1,000人	427人	42.7%	障害のない市民																																																																											
⑤施設入所者(全数)	230人	142人	61.7%	施設入所者																																																																											
⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)	499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童																																																																											
対象者	対象人数	有効回収数	有効回収率	本資料における対象者の呼称																																																																											
①18歳以上の障害福祉サービス利用者(抽出)	1,500人	745人	49.7%	サービス利用者																																																																											
障害のある人																																																																															
②18歳以上の障害福祉サービス未利用者(抽出)	1,000人	522人	52.2%	サービス未利用者																																																																											
③18歳未満の障害のある市民(抽出)	500人	262人	52.4%	障害児																																																																											
④18歳以上の障害のない市民(抽出)	1,000人	427人	42.7%	障害のない市民																																																																											
⑤障害者支援施設の入所者(全数)	230人	142人	61.7%	施設入所者																																																																											
⑥通所受給者証を持つ児童(③を除く全数)	499人	266人	53.3%	通所受給者証を持つ児童																																																																											
23	P35 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1)市民アンケート調査の主な結果／新型コロナウイルスにより困ったもの	「障害児の69.5%最も多く、」は「障害児の69.5%、」ではないか。	障害児の69.5%最も多く、障害のない市民の67.0%、	障害児の69.5%、障害のない市民の67.0%、																																																																											

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
26	P37 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1) 市民アンケート調査の主な結果／外出の頻度、外出時に困ること	この欄が他とは違うフォントで記載されている。		本文のフォントを他とあわせて変更
27	P38 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1) 市民アンケート調査の主な結果／働くことに対する意識	「◆サービス利用者の18～39歳、サービス未利用者の18～64歳で50%以上、15～17歳の障害児の70%以上が就労意向を示す。」とあるが、できれば統一をお願いします。	サービス利用者の18～39歳、サービス未利用者の18～64歳で50%以上、15～17歳の障害児の70%以上が就労意向を示す。	18～39歳のサービス利用者、18～64歳のサービス未利用者で50%以上、15～17歳の障害児の70%以上が就労意向を示す。
32	P42 第2章 障害のある人を取り巻く状況／3 市民の意識／(1) 市民アンケート調査の主な結果／今後の相談先について	「サービス未利用者で56.9%となっています。」は「サービス未利用者で56.9%となっています。」ではないか。	○家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」人は障害児で73.6%、サービス利用者で65.9%、サービス未利用者で56.9%となっています。	○家族や日常的に通う場所以外の人に相談をしている人のうち、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」人は障害児で73.6%、サービス利用者で65.9%、サービス未利用者で56.9%となっています。
34	P43 《利用サービスの不満の有無と》	補装具に関する記述がない。補装具の選択肢が無いのか、補助金額が少ないのを知りたい。		補装具については「相談や手続きに時間がかかり面倒くさい」が多く見られます。
40	P55 第2章 障害のある人を取り巻く状況／4 今後の施策推進に向けた課題／雇用・就労	「より多くの障害のある人」は「より多くの、障害のある人」の方が分かりやすい。	より多くの障害のある人が就労し、また継続するために	障害のある人がより多く就労し、また継続するために

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
42	P59 第3章 計画の基本的な考え方／1 基本理念／ (1) 豊中市のまちづくりの方向性	「安全・安心 で活気あふれる地域づくり」に不要なスペースがあるように思えます。「安全・安心で活気あふれる地域づくり」ではないか。	「安全・ <u>安心</u> で活気あふれる地域づくり」	「安全・ <u>安心</u> で活気あふれる地域づくり」
43	P64 第4章 施策の展開／1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会／(1) 相談・権利擁護	○健康福祉サービス苦情調整委員会(愛称「話して 安心、困りごと相談」)『』が一つ多い。	○健康福祉サービス苦情調整委員会(愛称「 <u>話して安心、困りごと相談</u> 」)による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、苦情・相談体制の充実を図ります。 ○健康福祉サービス苦情調整委員会窓口 <u>に愛称「保健・福祉・子育てサービス『話して安心、困りごと相談』」を付加し、相談先がわからない場合などに適切に対応する健康福祉分野における総合相談を行います。</u>	○健康福祉サービス苦情調整委員会(愛称「 <u>話して安心、困りごと相談</u> 」)による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、苦情・相談体制の充実を図ります。
45	P67 第4章 施策の展開／1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会／(1) 相談・権利擁護	「○健康福祉サービスの利用者などからサービス提供に関する苦情」は「○健康福祉サービスの利用者などからのサービス提供に関する苦情」と「の」が入ったほうがわかりやすい。「話して安心、困りごと相談」は「話して安心、困りごと相談」ではないか。	健康福祉サービスの利用者など <u>から</u> サービス提供に関する苦情について公正かつ中立的な立場で解決を図ります。 「話して安心、困りごと相談」	健康福祉サービスの利用者など <u>からの</u> サービス提供に関する苦情について公正かつ中立的な立場で解決を図ります。 「話して安心、 <u>困りごと</u> 相談」
46	P68 主な事業 サービス等利用計画作成	「障害のある人などの自立した生活を支え、障害のある人などの抱える課題の解決や」とし、2つめの「障害のある人などの」が無いほうが読みやすい。	○障害のある人などの自立した生活を支え、 <u>障害のある人などの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。</u>	○障害のある人などの自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
47	P69 第4章 施策の展開／1 一人ひとりが尊重され、 ともに生きる社会／ (2) 差別の解消・啓発 交流	「相談対応する窓口」は「相談対応の窓 口」の方が読みやすい。	障害を理由とする差別に関する相談体 制の整備、 <u>相談対応</u> する窓口に関する 市民周知	障害を理由とする差別に関する相談体 制の整備、 <u>相談に対応</u> する窓口に関す る市民周知
51	P79 第4章 施策の展開／2 多様な選択ができ、自分 らしく輝くための自立と 社会参加／(1) 障害児 支援	「児童発達支援センターにおいて治療 を行います。」となっていますが、治療 の対象者や内容を明記しないと、発達障 害の治療も含むと誤解されそうだ。	就学前の障害のある子どもに対して、 日常生活における基本的な動作及び知 識技能の習得並びに集団生活への適応 のための支援、 <u>又はこれに併せて児童 発達支援センターにおいて治療を行いま す。</u>	就学前の障害のある子どもに対して、 日常生活における基本的な動作及び知 識技能の習得並びに集団生活への適応 のための支援、 <u>又は肢体不自由の子ど もについてはこれに併せて児童発達支 援センターにおいて治療(リハビリテ ーション)を行います。</u>
62	P89 第4章 施策の展開／2 多様な選択ができ、自分 らしく輝くための自立と 社会参加／(2) 雇用・ 就労	「在宅就業支援団体の活用を進めます。 ”」の「”」は不要ではないか。	大阪府と連携し共同受注窓口や、在宅 就業支援団体の活用を進めます。”	末尾の”を削除
64	P91 第4章 施策の展開／2 多様な選択ができ、自分 らしく輝くための自立と 社会参加／(3) 生涯学 習、文化芸術・スポーツ 活動	1つめの○と2つめの○の間が1行空い ている。		不要な空白行を削除

No.	該当箇所	提出意見の概要	(修正前)	(修正後)
71	P109 第4章 施策の展開／3 みんなで支えあい、安心して暮らせる地域づくり ／(3) 地域福祉活動と人材育成・確保	「資の高い福祉サービスの提供が」は「質の高い福祉サービスの提供が」ではないか。	障害特性を理解し、専門的な技術や知識を有する人材が確保され、 <u>資</u> の高い福祉サービスの提供が行われている。	障害特性を理解し、専門的な技術や知識を有する人材が確保され、 <u>質</u> の高い福祉サービスの提供が行われている。
73	P117 第4章 施策の展開／3 みんなで支えあい、安心して暮らせる地域づくり ／(4) 生活環境・生活安全対策	「平常時から密にし、校区ごとに」は「、」がひとつ多い。	避難行動要支援者名簿を提供する民生委員・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を平常時から <u>密にし、</u> 校区ごとに避難支援体制の構築に努めます。	避難行動要支援者名簿を提供する民生委員・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を平常時から <u>密にし、</u> 校区ごとに避難支援体制の構築に努めます。

(3) その他意見公募手続を実施した案と定めた計画との変更点

1. 第7期豊中市障害福祉計画・第3期豊中市障害児福祉計画（案）に関する意見公募手続により提出されたご意見に対応するもの

(概要)

長期計画と重複する内容があるため、ご意見をふまえ文言の修正を行いました。

(該当箇所)

(修正前)					(修正後)				
第2章 障害のある人を取り巻く状況									
1 障害のある人の状況									
(オ) 重症心身障害のある人 (P15)									
【令和4年(2022年)】					【令和4年(2022年)】				
	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所		総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
6～17歳	89	<u>86</u>	0	<u>0</u>	6～17歳	89	86	0	<u>3</u>
【令和5年(2023年)】					【令和5年(2023年)】				
	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所		総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
6～17歳	85	81	0	<u>0</u>	6～17歳	85	81	0	<u>4</u>
《今後の相談支援体制への希望》(P42) 次いで「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」 57.3%、					《今後の相談支援体制への希望》 次いで「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」 <u>が</u> 57.3%、				

2. その他変更するもの

(概要)

内部確認の結果、文面の修正を行いました。

(該当箇所)

(修正前)	(修正後)
第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の背景と目的 (P1) 障害福祉政策 (国) の動向 (主なものを抜粋) 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ギャンブル依存症対策基本法の施行	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 ギャンブル等依存症対策基本法の施行
第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 (1) 豊中市のまちづくりの方向性 (P59) 『第5期豊中市地域福祉計画』(策定中)	『第5期豊中市地域福祉計画』